第53期(令和4年度)熊本地方最低賃金審議会 熊本県最低賃金専門部会(第5回)議事要旨

- 1 日 時 令和4年8月5日(金)9時30分~11時30分
- 2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階 大会議室
- 3 出席者

公益代表委員 出席3名(定数3名)

労働者代表委員 出席3名(定数3名)

使用者代表委員 出席3名(定数3名)

【事務局】

(熊本労働局)出席6名

- 4 議題
- (1)金額提示
- (2)金額審議
- (3)その他
- 5 議事要旨
- (1)公使会議、公労会議に続き、労使の個別協議が行われた。
- (2) 労使双方から出された質問事項に対する回答が行われた。
- (3) 労使双方より、改めて金額提示が行われた。

【使用者側金額提示】

・ 引上げ額27円(据え置き)を提示。

【労働者側金額提示】

- ・ 引上げ額36円(据え置き)を提示。
- (4)今回の金額提示でも、労使双方の隔たりは解消されなかったため、公益委員見解を示すこととなった。

【公益委員見解】

- ・金額は、32円を提案する。
- ・理由は以下のとおり

政令指定都市を持つ熊本県として、ふさわしい賃金アップを考えた。

地域間格差の是正として福岡県との最低賃金の差49円は、やはり大きすぎる。熊本には追いつくだけの実力がある。数字で見ても有効求人倍率の好調さがあり、半導体関連企業の進出といった国家プロジェクトが始まろうとしている。いろいろと問題があることは承知しているが、2022年の最低賃金を熊本の新しい姿を示す金額としたい。

- ・業務改善助成金等各企業、事務所を支援する各種制度・事業の周知活用について、関係当局に建議し徹底を求める。
- (5)続いて、公益委員見解に対する採決が行われた。採決の結果、賛成多数となり公益委員見解の「引上げ額32円、時間額853円」との結論に達し、これを熊本県最低賃金専門部会の意見として本審において報告することとされた。